

障がいのある人への

各種手当の

お知らせ

特別児童扶養手当について

●対象者

満20歳未満の精神または身体に障がい（法で定める中程度以上）がある人を養育する、父母または養育者

※ただし、養育される障がいのある人が施設に入所したり、障がいを支給事由とする年金を受給できたりする場合は受けることができません。また、所得制限もあります。

●手当の種類と月額

- ・1級：5万750円
- ・2級：3万3,800円

※等級は障がいの程度により、県が判定します。

《届出窓口・問い合わせ》

子育て支援課児童家庭係

（本庁舎1階12番窓口、☎ 22-3972）

障がい児(者)の手当について

下記の手当は、申請した月の翌月分からの支給となります。まだ申請していない人はお早めに申請してください。また、各手当を受けている人で、支給対象ではなくなった人は、資格喪失の届出をしてください。

①特別障害者手当、障害児福祉手当

●対象者

自宅にお住まいで、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を要する人

●手当の種類と月額

- ・特別障害者手当（20歳以上）：2万6,440円
- ・障害児福祉手当（20歳未満）：1万4,380円

※ただし、所得制限があります。

②佐伯市心身障害者福祉手当

●対象者

佐伯市に住所があり、次のいずれかに該当する人

- ・18歳未満で、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人
- ・18歳以上で、身体障害者手帳（1～3級）または療育手帳（A1～B1）を持っている人

●手当の額 月額500円（年額6,000円）

●支払時期 毎年3月末（年1回）

※ただし、障害年金や労災など他の法律により障がいを支給事由とする給付を受けることができる人は対象となりません。また、①と②の手当は重複して受けることはできません。

《届出窓口・問い合わせ》

社会福祉課障害福祉係（本庁舎1階15番窓口、☎ 22-3971）または各振興局市民サービス課

野生鳥獣による被害防止に対し補助を行います

農林産物を、イノシシ、シカ、サルから守るための防護柵設置に対して、補助を行います。希望する人は、設置する前に申し込んでください。詳細はお問い合わせください。

合併により、平成19年度から申込期間を統一しました。皆様のご理解をお願いします。

●申込期間 4月2日(月)～27日(金)

●補助額 費用の3分の2（上限あり）

《申し込み・問い合わせ》

林業課林務係（☎ 22-4214）

または各農林水産分室

架空請求のはがきが増えています！ お金を支払わないようご注意ください！

最近、架空請求のはがきが届いたとの相談が増えています。次のことに心がけ、被害にあわないように皆さん注意しましょう。

〈注意1〉お金を支払わない

身に覚えがなければ少額でも支払ってはいけません。次々と請求されるおそれがあります。

〈注意2〉連絡しない、個人情報をお教えない

「もしかしたら」など疑問があるときも相手先に連絡せず、市役所市民の窓係などにご相談ください。電話をして個人情報を教えたりしないようにしましょう。

《悪質商法についての相談・問い合わせ》

公聴広報課市民の窓係（本庁舎1階、☎ 22-3399）

または各振興局消費生活相談窓口